

合同保育及び引継保育について

1 趣旨

本紙は、別に定める高槻市立保育所民営認定こども園化移管先法人募集要項中「合同保育・引継保育について」のその他に表す基本的な実施方法等について、以下に示すものです

2 基本的な実施方法

(1) 合同保育の実施方法

合同保育については、高槻市立磐手保育所の保育内容を確実に引き継ぐため、令和8年4月から令和9年3月までの最大1年間実施することとします

ア 園長予定者、主幹保育教諭予定者等の計2名が通年で随時引継ぎを受ける

イ 上記アに加え、実務の引継ぎを確実なものとするため、各年齢の担任予定者が令和9年1月以降、随時の引継ぎを受ける

ウ 移管前の合同保育に参加した職員は、原則として移管後も継続して当該施設に勤務し職務に従事させる

(2) 引継保育の実施方法

引継保育については、令和9年4月から令和10年3月までの最大1年間実施することとします

ア 元施設長、又は施設管理職、主任等の中から交代で巡回し、通年で随時引継保育を実施する

3 その他

(1) 合同保育に派遣される職員は、急な退職等に対応するため、固定ではなく複数名のローテーションで対応することができるものとする

(2) 合同保育及び引継保育の取り組み内容については、三者協議会の同意を得て適宜変更することができるものとする

(3) 合同保育の実施に係る経費の一部については、法人既存職員に対する代替職員費補助金制度を設ける予定としている。